◎調達機関番号　415　◎所在地番号　20
1　改正された規則の名称
国立大学法人信州大学政府調達事務取扱規程（平成16年４月７日国立大学法人信州大学規程第53号）
（http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000213.htm 参照）
2　この公表に関する問合せ先
〒390―8621 松本市旭３－１－１
国立大学法人信州大学　財務部経理調達課
電話0263―37―2191

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人名古屋大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23
1　改正された規則の名称等
名古屋大学における政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達取扱細則
（http://www.nagoya-u.ac.jp/proc/upload_images/20140225-gpa.pdf を参照）
2　この公表に関する問い合わせ先
国立大学法人名古屋大学財務部財務課
ＴＥＬ052―789―5876

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人奈良女子大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　29
1　改正された規則の名称等
国立大学法人奈良女子大学における政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規則
http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/130060010210.pdf　参照
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人奈良女子大学　財務課
ＴＥＬ0742―20―3216

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人高知大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　39
1　改正された規則の名称等
国立大学法人高知大学政府調達事務取扱規則
http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/170010.pdf　参照
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人高知大学　財務部財務課総務係
電話088―844―8123

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人熊本大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　43
国立大学法人熊本大学政府調達事務取扱規則（平成16年規則第83号）の一部改正
国立大学法人熊本大学政府調達事務取扱規則（平成16年規則第83号）を以下のように改正する。
第１条第１項中「その他の国際約束を実施するため」を「、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため」に改める。
第２条第２項中「⑵特定役務「協定の附属書Ⅰ」日本国の付表４に掲げるサービスに係る役務をいう。⑶建設工事「協定の附属書Ⅰ」　日本国の付表４に掲げる建設工事をいう。」を「⑵特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。」に改め、同項「第４号」を「第３号」に改め、同号中「含む。」を、「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するために締結される契約に限る。」に改め、同項「第５号」を「第４号」に改める。
第３条第１項中「契約期間の定めが12月を超える場合は見積残存価格を含む当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、」を「契約期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額、」に改め、同項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。
第５条第１項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」を、「（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）」に改める。
第６条第１項第６号の下に、第７号として「⑺契約規則第５条で定める競争参加資格の申請の時期及び場所」を加える。「第７号」を「第８号」に、「第８号」を「第９号」に改める。
第７条第３項の下に第４項として「４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。⑴一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項⑵契約の手続きにおいて使用する言語」を加える。
第８条第２項中「前条第３項に規定する事項を通知しなければならない。」を「前条第３項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。」に改める。
第９条見出し中「郵便」を「郵便等」に改める。
第９条中「郵便による入札」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札」に改める。
第10条第１号中「第６条第１項第７号」を「第６条第１項第８号」に改め、第10条第５号の下に第６号として「契約の手続きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項」を加え、「第６号」を「第７号」に改める。
第14条中「記録を作成し」を「記録（契約の手続きにおいて電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間」に改める。
第16条の下に第17条として「学長は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。」を加える。
「第17条」を「第18条」に改める。
附　則
1　この規則は、改定協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申し込み誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

平成 26 年３月 31 日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
総務省発出の要請文書「改正ＧＰＡに係る対応について（要請）」（平成26年２月19日総情貯第24号）に基づき、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続」（平成26年２月25日機構手続第３号）を制定したので、公表する。
なお、本調達手続を入手するためのＵＲＬ及び問い合わせ先は、次のとおり。
ＵＲＬ　http://www.yuchokampo.go.jp/about/supply.html
問い合わせ先　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構総務部会計課
電話03―5472―7103